

令和8年熊本地震に係る 受配者指定寄付金制度のご案内

平成音楽大学(学校法人御船学園)へのご寄付をご検討の法人の皆様へ

このたびは、平成音楽大学へのご支援をご検討いただき、誠にありがとうございます。令和8年熊本地震に係る法人からのご寄付については、日本私立学校振興・共済事業団(私学事業団)の「受配者指定寄付金制度」をご利用いただけます。

法人税上のメリット

本制度を利用した法人からの寄付金は、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

今回の熊本地震に係る手続き

重要:ご利用を希望される法人様から、私学事業団へ直接ご連絡ください。

必要書類のご案内、記入方法、振込先の案内などは、私学事業団が法人様へ直接ご案内する取扱いとなっています。

お手続きは次の3ステップです

1	2	3
私学事業団へ連絡 「平成音楽大学(学校法人御船学園)への令和8年熊本地震に係る受配者指定寄付金を利用したい」とお伝えください。	必要書類・振込先の案内 私学事業団から、必要書類、記入方法、振込先などの具体的な案内があります。	案内に沿って手続き 私学事業団の案内に従い、必要書類の提出と寄付金のお振込みを行ってください。

ご連絡先

日本私立学校振興・共済事業団 助成部 寄付金課

TEL 03-3230-7317 / 03-3230-7318

E-mail kifukin@shigaku.go.jp

お電話・メールでの伝え方(例)

「平成音楽大学(学校法人御船学園)への寄付を検討しています。令和8年熊本地震に係る受配者指定寄付金制度を利用したいので、必要な手続きと振込先をご案内ください。」

ご注意

- 振込先は、必ず私学事業団からの案内を受けたくえでご確認ください。
- 税務上の具体的な取扱いは、法人様の状況に応じて顧問税理士等にもご確認ください。

平成音楽大学(学校法人御船学園)